

## 中央区地域活動支援コーナー 運用要綱

### 1. 設置趣旨

中央区民と中央区による協働と参画のまちづくりを推進し、中央区民の地域活動を支援することを目的として、中央区地域活動支援コーナーを中央区役所内に設置する。

#### (1) 中央区地域活動支援コーナーで提供するサービス

中央区地域活動支援コーナーで提供するサービスは、次のとおりとする。

- ①ミーティングスペースの提供
- ②印刷コーナーに設置する輪転機の使用

### 2. 利用団体の定義及び利用の制限

#### (1) 利用団体

主として中央区民で構成され、中央区内で協働のまちづくりを推進する地域活動団体で、下記の要件を満たす団体に限って中央区地域活動支援コーナーの利用を認める。

- ①営利活動を目的としない団体であること。(利益を社員や役員に分配しないこと)
- ②暴力団でないこと。暴力団または暴力団の構成員等の統制下でない団体であること。

#### (2) 利用の制限

中央区地域活動支援コーナーは、下記の目的・用途に使用することはできない。

本要綱に違反する行為や不適切な利用があった場合、中央区長は当該団体の利用団体登録を取り消す(「3.(2) 団体登録の取り消し」のとおり)ほか、以降の団体登録を認めず、中央区地域活動支援コーナーの利用を禁止することができる。

- ①個人的な専用利用
- ②営利目的の利用
- ③宗教活動又は政治活動のための利用
- ④公益を害し、又は風俗を乱すおそれのある利用
- ⑤飲食をともなう利用
- ⑥危険物、発火物を持ち込むこと
- ⑦区役所の業務の妨げとなる行為
- ⑧第三者に迷惑や不快感を与える又はその恐れのある行為
- ⑨その他区長が不相当と認める利用

### 3. 利用団体登録について

#### (1) 利用団体登録

中央区地域活動支援コーナーの利用を希望する団体は、事前に団体登録を行わなければならない。

団体登録の申請は、中央区地域活動支援コーナー団体登録申請書（様式1号）に必要事項を記入し、平日（開庁日のみ）の8時45分～17時30分（12時～13時の間を除く）までの間に、中央区まちづくり課に提出するものとする。

#### （2）団体登録の取り消し

中央区長は、登録団体が下記のいずれかに該当するときは、団体登録の取り消し、その他必要な措置を命じることができる。なお、その他管理運営上やむを得ない必要が生じた場合も、同様とする。

- ①登録団体から団体登録の取り消しの申し出があったとき
- ②本要綱に違反したとき
- ③団体登録申請書記載事項に虚偽があった場合やその他不正な手段により団体登録の申請又は中央区地域活動支援コーナーの利用をしたとき
- ④その他公序良俗に反する行為があったと認めるとき

### 4. ミーティングスペースの予約・利用手順

#### （1）予約手順

- ①利用予約の1ヶ月前（前月の最初の平日）から受け付ける。
- ②利用予約は、利用者が「ミーティングスペース予約受付簿」に必要事項（団体名・利用者氏名・利用時間・利用場所など）を記入する。

#### （2）利用手順

- ①事前に予約を行った団体は、「ミーティングスペース当日受付簿」に必要事項を記入の上、予約内容に従って利用しなければならない。
- ②事前の予約がない場合であっても、ミーティングスペースが空いており、他団体の事前予約と抵触しない場合は、「ミーティングコーナー当日受付簿」に記入の上、利用することができる。
- ③原則として、利用は1団体10人程度までとする。

### 5. 印刷コーナーの利用手順

- （1）利用者は、利用前に「印刷コーナー利用簿」に必要事項（団体名・利用者氏名・利用時間など）を記入する。
- （2）利用が重複する場合は、先着順とする。
- （3）用紙は持ち込みとし、原則として1回の利用は50枚以上とする。

### 6. 利用時間

中央区地域活動支援コーナーの利用可能時間は平日（開庁日のみ）の9時から17時まで（12時から13時の間を除く）とする。ミーティングスペースの最大利用時間は2時間までとし、2時間を超える利用については、他に利用希望者がいない場合のみ認める。

ただし、次の利用希望者が現れた場合は速やかに退去すること。

#### 7. その他利用上の注意

- (1) 利用後は後片付けや机上の清掃を行うこと。ごみは利用者が持ち帰ること。
- (2) 器物等を破損した場合、原因者の負担で修繕等を求めることがある。
- (3) 申込者と使用者は同一の登録団体に属するものに限る。
- (4) 中央区は、地域活動支援コーナーの管理上必要があると認めるときは、利用スペース内に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。
- (5) 利用中に発生した事故、トラブル、盗難等により生じた損害等について、中央区はその一切の責任を負わない。
- (6) 中央区は必要がある場合、本要綱の規定に関わらず中央区地域活動支援コーナーを使用することができる。

附則（平成 31 年 4 月 8 日制定）

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 9 日から施行する。